第４章

資料編

１　計画策定の審議状況

２　指標一覧（モニタリング指標、成果指標、参考指標）

３　用語解説

４　関係法令

５　男女共同参画に関する国内外の動き

１　計画策定の審議状況

（1）審議会等での審議状況

日　程	内　　容
令和７年７月22日(火)	知事が、男女共同参画審議会会長に諮問
同　　日	令和７年度第１回広島県男女共同参画審議会 ○　わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第６次））の策定について
令和８年４月24日(金)	令和８年度第１回広島県男女共同参画審議会 ○　わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第６次））の骨子案について
７月17日(金)	県議会　生活福祉保健委員会 ○　わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第６次））の骨子案について
７月21日(火)	第２回広島県男女共同参画審議会 ○　わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第６次））の素案について
８月19日(水)	県議会　生活福祉保健委員会 ○　わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第６次））の素案について
８月20日(木)	パブリックコメント開始　（令和８年９月24日(木)まで） ○　わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第６次））の素案について
９月11日(金)	県議会　生活福祉保健委員会（集中審議） ○　わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第６次））の素案について
10月30日(金)	男女共同参画審議会会長が知事に答申

（2）審議会委員名簿

氏　名	所　属　・　役　職	備　考
石田　洋子	公益財団法人広島県男女共同参画財団　理事長 一般財団法人国際開発センター　理事長 広島大学大学院人間社会科学研究科　客員教授	【会長】
大本　千香子	広島県の男女共同参画をすすめる会　副会長	
片元　彰	ＮＰＯ法人ファザーリング・ジャパン中国 代表理事	
上水流　久彦	県立広島大学　副学長	
木下　麻子	株式会社ひろぎんホールディングス執行役員 サステナビリティ統括部長	
高橋　清子	中国新聞社　論説委員	令和７.３.26 まで
竹次　咲樹	日本労働組合総連合会　広島県連合会 女性委員会副委員長	
内藤　道也	安芸高田市　市民部長	令和８.３.31 まで
藤井　伸樹	安芸高田市　市民部人権多文化共生推進課長	令和８.４.16 から
藤本　圭子	弁護士	
前田　政登己	株式会社マエダハウジング　代表取締役	
森田　裕美	中国新聞社　論説委員	令和７.３.27 から

〔任期２年（令和６.９.20～令和８.９.19）、50 音順・敬称略〕

（3）県民意見募集の実施

実　施　期　間	令和８年８月 20 日（木）～令和８年９月 24 日（木）
公　表　場　所	・広島県ホームページ　・わたしらしい生き方応援課 ・県行政情報コーナー　・県各総務事務所（支所）
意見の提出方法	・郵送　・ファクシミリ　・電子メール　・電子申請
意　見　の　件　数	・38 件（10 人）

2　指標一覧（成果指標，参考指標）

【モニタリング指標】

指　　標　　名	現　状　値（R７）	データ出典	所管部署
性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できている人の割合	58.0%	広島県「男女双方の意識改革に係る調査」	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
男女間賃金格差の割合（男性の給与額を100としたときの女性の給与額の割合）	75.2%	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 （一般労働者）	商工労働局 人的資本経営促進課

【領域Ⅰ　仕事と暮らしの充実】

種別	指　　標　　名	現　状		目標（R12）	データ出典	所管部署
		現況値	基準年度	目標値		
1　誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり						
1　男性の育児休業取得促進と共家事・共育ての推進						
成果指標	男性の育児休業取得者のうち、取得期間が１か月以上の割合（注１）	49.1%	R６	80.0%	広島県職場環境実態調査	商工労働局 人的資本経営促進課
成果指標	家事・育児を頑張っている男性の割合（パートナーによる評価）	41.8%	R７	75.0%	広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」	健康福祉局 子供未来応援課
参考指標	男性の育児休業取率	53.8%	R６	――	広島県職場環境実態調査	商工労働局 人的資本経営促進課
2　仕事と暮らしを両立できる環境の整備						
成果指標	人的資本経営推進に係る理解促進イベントの参加企業数	128社	R７	200社	県人的資本経営促進課調べ	商工労働局 人的資本経営促進課
成果指標	不妊検査・不妊治療の助成に係る認知率	69.7%	R７	82.0%	広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」	健康福祉局 子供未来応援課
参考指標	リスキリングや女性活躍、働きがい向上など、人への投資に取り組み、経営上の成果が現れている企業の割合	21.9% （推計値）	R６	30.0%	県人的資本経営促進課調べ	商工労働局 人的資本経営促進課
3　仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実						
成果指標	保育所の待機児童数（4/1時点）	11人	R８	0人	こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」	健康福祉局 安心保育推進課
参考指標	放課後児童クラブの低学年待機児童数（10/1時点）	7	R７	――	こども家庭庁「放課後児童クラブの登録児童数等に関する調査」	健康福祉局 安心保育推進課
4　生涯を通じた男女の健康への支援						
成果指標	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	74.1%	R７	84.0%	県子供未来応援課調べ （注２）	健康福祉局 子供未来応援課
成果指標	骨粗しょう症検診受診率（女性）	4.4%	R６	12.0%	日本骨粗鬆症財団調べ （注３）	健康福祉局 健康づくり推進課
2　女性が職場において意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり						
1　企業における女性活躍促進に向けた支援の充実						
成果指標	県内事業所における指導的立場に占める女性の割合（注４）	19.6%	R７	30.0%	広島県職場環境実態調査	商工労働局 人的資本経営促進課
成果指標	「女性のキャリア応援コーナー」を通じた就職率	37.5%	R７	広島労働局管内の就職率以上	県人的資本経営促進課調べ	商工労働局 人的資本経営促進課
参考指標	県支援策等を活用した女性創業件数	147人	R７	――	県イノベーション推進チーム調べ	商工労働局 イノベーション推進チーム
2　育児や介護等のライフイベントに応じた多様な働き方や成長機会が得られる環境の整備						
成果指標	健康経営優良法人認定企業数（中小企業）	671社	R７	860社	日本健康会議が認定した健康経営優良法人数 （中小企業）	健康福祉局 健康づくり推進課

【領域Ⅰ　仕事と暮らしの充実】

種別	指標名	現状		目標（R12）	データ出典	所管部署
		現況値	基準年度	目標値		
3　地域社会における男女共同参画の推進						
成果指標	自治会やＰＴＡなどの地域活動の場において「男女が平等」であると感じている女性の割合	42.8%	R8	50.0%	広島県「男女双方の意識改革に係る調査」	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
参考指標	自治会やＰＴＡなどの地域活動の場において「男女が平等」であると感じている男性の割合	58.3%	R8	――	広島県「男女双方の意識改革に係る調査」	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
参考指標	自治会やＰＴＡなどの地域活動の場において「男女が平等」であると感じている者の割合	50.6%	R8	――	広島県「男女双方の意識改革に係る調査」	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
参考指標	「自治会や町内会の重要な役職は男性が担うべきだ」と感じる人の割合	31.1%	R8	――	広島県「男女双方の意識改革に係る調査」	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
成果指標	スフィア基準等を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施支援市町数	3市町	R7	18市町	県健康危機管理課調べ	健康福祉局 健康危機管理課
参考指標	女性消防団員の防災リーダー育成研修の開催回数	3回	R7	――	県消防保安課調べ	危機管理監 消防保安課

＜参考＞県庁の取組の状況

指標名		現状		目標（R7）	データ出典	所管部署
		現況値	基準年度	目標値		
県職員（男性）の育児休業取得率						
	知事部局	114.5% （注5）	R7	――	「職員の「わ」応援プログラム～らしく、いきんさい。～」（第2期）	総務局人材マネジメント担当
	教育委員会	56.2%	R6	――	県教育委員会総務課調べ	教育委員会総務課
	警察本部	93.3%	R7	――	県警本部警務課調べ	県警本部警務課
女性活躍推進法に基づき県が策定する特定事業主行動計画に定める目標及び目標値（注6）						
	管理職に占める女性職員の割合	22.8%	R7	――	「職員の「わ」応援プログラム～らしく、いきんさい。～」（第2期）	総務局人事課
	管理的地位にある職員のうち女性の占める割合（教育委員会）	44.6%	R7	――	県教育委員会総務課調べ	教育委員会総務課
	管理職に占める女性職員の割合（警察本部）	6.0%	R7	――	県警本部警務課調べ	県警本部警務課
県内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職（校長、副校長、教頭）のうち、女性の占める割合						
	小学校	校長：50.9% 教頭：59.2%	R7	――	県教育委員会総務課調べ	教育委員会総務課
	中学校・義務教育学校	校長：22.4% 教頭：35.2%	R7	――	県教育委員会総務課調べ	教育委員会総務課
	高等学校	校長：15.0% 教頭：25.5%	R7	――	県教育委員会総務課調べ	教育委員会総務課
	特別支援学校	校長：43.8% 教頭：59.3%	R7	――	県教育委員会総務課調べ	教育委員会総務課

【領域Ⅱ　男女双方の意識改革】

種別	指標名	現状		目標（R7）	データ出典	所管部署
		現況値	基準年度	目標値		
1　性差に係る固定的な意識の解消						
成果指標	男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれずに共に活躍することが大切だと思う人の割合	ー（R８調査予定）		現状値を把握した上で設定	広島県「男女双方の意識改革に係る調査」	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
参考指標	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」と答えた人の割合（注７）	41.6%	R８	――	広島県「男女双方の意識改革に係る調査」	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
参考指標	「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	32.5%	R８	――	広島県「男女双方の意識改革に係る調査」	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
2　主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成						
成果指標	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力（キャリアプランニング能力を含めた基礎的・汎用的能力）がとても身に付いている高校生の割合	38.3%	R７	48%	広島県高等学校生徒質問紙調査（注８）	教育委員会 高校教育指導課

【領域Ⅲ　安心して暮らせる環境のづくり】

種別	指標名	現状		目標（R7）	データ出典	所管部署
		現況値	基準年度	目標値		
1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない環境整備と被害者支援の充実						
成果指標	デートＤＶの認知度（高校生）（注９）	53%	R７	80%	広島県「若年層におけるデートＤＶに関する意識調査」（注10）	健康福祉局 こども家庭課
成果指標	「性被害ワンストップセンターひろしま」の活用割合（注11）	17.4%	R６	18.6%	県県民活動課調べ	環境県民局 県民活動課
参考指標	女性支援に関する相談窓口の認知度	27%	R７	――	広島県「困難な状況にある女性相談窓口周知に向けた意識調査」	健康福祉局 こども家庭課
参考指標	女性支援法に基づく支援調整会議の設置市町数	3市町	R７	――	県こども家庭課調べ	健康福祉局 こども家庭課
参考指標	ＤＶ防止法に基づく法定協議会の設置市町数（注12）	12市町	R７	――	県こども家庭課調べ	健康福祉局 こども家庭課
2　貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備						
成果指標	困難な状況にあったときに誰かに相談した人（女性に限る。）の割合	69%	R７	84%	県こども家庭課調べ	健康福祉局 こども家庭課
成果指標	養育費を受け取っている人の割合	28.3%	R６	39.9%（R11）	広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」	健康福祉局 こども家庭課
成果指標	市町プラットホーム設置市町数	21市町	R７	23市町	県社会援護課調べ	健康福祉局 社会援護課
参考指標	県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数	6,375件	R７	――	県こども家庭課調べ	健康福祉局 こども家庭課
参考指標	広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	76件	R７	――	県こども家庭課調べ	健康福祉局 こども家庭課
3　性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず安心して暮らせる環境づくり						
成果指標	「「ＬＧＢＴＱ＋」という言葉を知っていて内容も理解している」と答えた人の割合	26.7%	R７	50.0%	広島県「男女双方の意識改革に係る調査」	環境県民局 わたしらしい生き方応援課

【領域Ⅳ　推進体制の整備等】

種別	指標名	現状		目標（R7）	データ出典	所管部署
		現況値	基準年度	目標値		
1　市町や様々な団体等との連携強化による推進体制の整備						
成果指標	エソール広島において、個人と団体や団体同士が協働・連携して実施した研修やイベント等の取組数（共催で事業実施したものを含む）	22団体54回	R７	32団体65回	県わたしらしい生き方応援課調べ	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
2　政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映						
成果指標	県の審議会等委員のうち女性の占める割合	32.0%	R７	40.0%	県人事課調べ	総務局人事課 環境県民局わたしらしい生き方応援課 全部局
参考指標	市町の審議会等委員のうち女性の占める割合	28.7%	R７	――	県わたしらしい生き方応援課調べ	環境県民局 わたしらしい生き方応援課

(注1)　調査年度の前年度（４月１日から翌年３月31日まで）の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合
(注2)　県内の子育て世帯に対するWebアンケート
(注3)　厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」及び総務省「国勢調査(人口等基本集計）」に基づき、日本骨粗鬆症財団が算出
(注4)　管理職（課長相当職以上）及び役員の割合
(注5)　当該年度中に新たに育休を取得した男性職員数/当該年度に新たに育休取得可能となった男性職員数
(注6)　データ基準日は４月１日
(注7)　「賛成」「どちらかと言えば賛成」を含む
(注8)　県立高校の１年生、２年生を対象としたWebアンケート
(注9)　デートDVという言葉も内容も知っている者の割合
(注10)　県内の高校２年制の男女を対象としたWebアンケート
(注11)　性被害ワンストップセンターひろしま相談件数/性被害件数推計値（刑法犯認知件数のうち強制性交等と強制わいせつ/被害申告率25.0%）
(注12)　「法定協議会」とは、DV防止法改正に基づき、配偶者からの暴力の防止や被害者支援の実効性を確保するために、民間支援団体も含めた関係者間で円滑に情報交換や協議等を行えるよう構成員に守秘義務を課せるよう法定化した協議会のこと

※県の他の関連計画に掲げられた指標を用いているものについては，当該計画の見直しの際には連動し，この計画に反映する。

３　用語解説

用　語	解　説	掲　載 ページ
あ		
アンコンシャス・バイアス	「無意識の思い込み」などと表現され、何かを見たり、聞いたり、感じたときなどに、無意識に「こうだ」と思い込むこと。	4 23 25 27 42
安心‣誇り‣挑戦ひろしまビジョン	本県の総合計画であり、計画期間は令和３（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間。目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を明らかにし、新たな広島県づくりを推進するためのビジョン。目指す姿は『県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています～仕事も。暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～』。	6 8
い		
インターネットリテラシー	放送番組やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及する ICT 機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のこと。	45 46
え		
AI チャットボット	チャットボットとは、⑴おしゃべりを意味する「チャット」と⑵作業を自動化する「ロボット」の２つの意味を組み合わせた言葉で、リアルタイムに対話形式で自動的に会話を行うプログラムのこと。 このチャットボットと「AI（人工知能）」の技術を掛け合わせることによって、AI が入力された質問を意図を汲み取り、内容に沿った回答を返すことができるようになる。	48
ＳＮＳ	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるＷｅｂサイトの会員制サービスのこと。	15 24 45 46
エソール広島	広島県女性総合センターの愛称。広島県の男女共同参画を促進するための拠点施設として、「情報・研修・相談・支援・チャレンジ支援」の５部門を柱とする事業を実施している。	15 17 18 42 44 50 52 53
NPO	Non Profit Organization の略で、一般的に「民間非営利組織」と訳されており、様々な社会的課題に取り組んでいる団体。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した団体をいう。	53
M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。	4 9 11 21 36

え		
ＬＧＢＴ ＬＧＢＴＱ ＬＧＢＴＱ＋	「Lesbian(レズビアン)」､「Gay(ゲイ)」､「Bisexual(バイセクシャル)」､「Transgender(トランスジェンダー)」の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。ＬＧＢＴＱ＋の「Q」は、自分の性のあり方を決めたくない、探している「Questioning（クエスチョニング)」、あるいは性的マイノリティを包括的に表す表現「Queer（クィア)」､「＋」は、さらに様々な性のあり方があることを意味している。	15 17 18 50
お		
オール広島創業支援ネットワーク	県内の創業支援機能及び連携を強化するため、創業支援に取り組む県・市町、経済団体、金融機関や支援機関等の関係団体で構成する広島県における創業支援体制のこと。	37
オール広島・骨活プロジェクト	県民が骨粗しょう症のリスクを正しく認識し、骨量の維持や検診等に関するリテラシーを高められるよう、県、市町、企業等が連携して行う、骨粗しょう症・骨折予防の取組の総称。	35 39
き		
基礎的・汎用的能力	文部科学省の「キャリア教育の手引き」において示されている社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力のことであり､「キャリアプランニング能力」､「人間関係形成・社会形成能力」､「課題対応能力」､「自己理解・自己管理能力」の４つの能力で構成されている。	44
キャリアアップ	その職務において、能力や知識を継続的に磨いていくことで経歴を高めること。	37
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。	13 44
キャリア形成	職業・技能上の経験を積み、能力を身に付けること。	27 36
キャリアチェンジ	経験したことのない業界の会社や職種に転職すること。	39
け		
ケアラー	こころやからだに不調がある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人のこと。	34
ＫＰＩ	Key Performance Indicator（キー パフォーマンス インジケーター）の略で､「重要業績評価指標」と訳される。KPI とは中間目標であり、ゴールに向かうまでのプロセスの目標数値のこと。目標達成にむけたパフォーマンス状況を測るために設定する。	8
健康経営	従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性を高める投資であるとの考え方のもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。	20 39
健康経営優良法人	特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人であり、日本健康会議が認定しているもの。従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に認定している。	39
こ		
高校生のためのライフプランニング教育プログラム	就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントをも踏まえた生活の中で、男女ともに多様な選択ができるように、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら高校生が自ら主体的に判断し、主体的に考え意思決定できる能力と態度を育成する教育プログラムのこと。	13 14

こ		
固定的な性別役割分担意識	「性別による固定的役割分担意識」を参照。	27 42 43
さ		
災害時要配慮者	高齢者、障害者など特に配慮を必要とする方のこと。	40
サイバーパトロール	インターネット上の違法情報等を発見する活動のこと。	46
し		
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。	4 13 23 27 28 42 45 52
ジェンダーアイデンティティ（性自認）	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。例えば、「私は女性である」「私は男性である」などの、自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識のこと。	4 5 15 27 28 50
ジェンダーの視点から考える表現のガイドライン	県の発信する広報において、性別による固定観念に基づく偏ったものにならないよう、ジェンダー平等の視点に立った情報発信を県が率先して行うために作成したガイドライン。	42
支援調整会議	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、支援対象者の意向を尊重した切れ目のない支援を行うため、法律上の守秘義務のもと、関係機関が支援方針や役割分担等を協議する会議体のこと。なお、都道府県と市町村等においてこの会議の設置は努力義務とされている。	46
市町プラットホーム	関係機関による支援や支援の気運醸成のため市町プラットホーム連絡協議会など、各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることのできるネットワークのこと。	49
女性のキャリア応援コーナー	再就職を希望する子育て世代の女性やキャリアチェンジを目指す女性など、「県内で働くことを希望するすべての女性等」を対象に、キャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、自身の働き方やキャリア等に関する個別の相談対応や、就職活動に関する情報提供を行う、県が設置する窓口。	38

し		
女性の職業生活における活躍の促進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とし、平成 27（2015）年に制定。	4 6 20 25
所定内給与額	労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により６月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額のこと。	21
人的資本経営	人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる経営の在り方。	20 32 33
す		
ストーカー	好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人。	24 45 46
スフィア基準	「人道憲章と人道支援における最低基準」といい、戦争や災害などで被災した方に対し、権利保護の原則に従って尊厳ある生活を支援する際の、守られるべき基準や指標を具体的に示したもの。	40 41
せ		
性自認	自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもある。なお、本計画においてはジェンダーアイデンティティと同義語として取り扱っている。	4
性的指向	恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。例えば、「男性が好き」「女性が好き」「男性と女性の両方が好き」「男性と女性の両方が好きではない」などのこと。	4 5 15 27 28 50
性的マイノリティ	レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー（ＬＧＢＴ）など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。	17 25 27 50
性被害ワンストップセンターひろしま	性犯罪・性暴力被害者に対し、ワンストップの支援を実施することを目的に県が設置する相談窓口。	15 17 46
性別による固定的役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	4 23 25

せ		
セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。「男女雇用機会均等法」においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること」、または「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。	4 24 45
そ		
ＳＯＧＩ	性的指向を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティを示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。ＳＯＧＩは身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているもの。	50
た		
待機児童	保育の必要性が認定され、認可保育所等の利用申込がなされているが、利用していない児童。ただし、特定の保育所等を希望するなど私的な理由により待機している場合等は除く。	9 11 25 34
ダイバーシティ経営	性別や年齢、障がいの有無など、様々な個性を持つ人材が、自身のポテンシャルを最大限に発揮できるよう、個性の理解や、活躍できる環境づくりを推進する企業経営。	36 37
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう（広島県男女共同参画推進条例第２条第１項）。	4 5 6 7 9 18 23 26 28 35 40 42 43 44 52 54
ち		
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。平成 18（2006）年度に創設され、市町又は社会福祉法人などの市町から委託を受けた法人が運営し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が従事。	34
て		
デートＤＶ	結婚前の恋人間の身体的、精神的、性的暴力のこと。	15 16 25 46 47

と		
共家事・共育て	家庭内で夫婦（パートナー同士）が話し合って家事・育児を分担し、協力して取り組むこと。	30 31
は		
配偶者等からの暴力（ＤＶ）	「ＤＶ防止法」上の「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含み、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。 また、「暴力」とは、「ＤＶ防止法」の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指す。 「広島県ＤＶ防止・女性支援計画」においては、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象としている。	4 153 24 27 45 46
ひ		
広島県性と健康の相談センター	安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導、プレコンセプションケアの実施等、需要に的確に対応した切れ目のない支援を行っている相談窓口。	35 39
広島県不妊専門相談センター	広島県性と健康の相談センターの一部であり、不妊や不育に悩む者等を対象に、不妊・不育に関する相談指導、不妊治療等に関する情報提供を行っている相談窓口。	32
広島県ＤＶ防止・女性支援計画	『県民に配偶者や交際相手からの暴力を認めない意識が浸透し、誰もがこうした暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会』及び『すべての女性の人権が尊重され、安心して、自立して暮らすことができる社会』の実現を目指し、ＤＶの未然防止や困難な状況にある女性の福祉の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方向を定めた計画のこと。	6
ひろしま子供の未来みんなで応援プラン	『すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現』を目指し、子供・子育て施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方向を定めた計画のこと。	6
ふ		
フィルタリング	一般的な意味では「ろ過」することだが、コンピュータやＷｅｂ等インターネットの世界では「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイト等からの保護等が代表的な例であり、携帯電話事業者等から有害サイトへのアクセスを制限するサービスが提供されている。	46
プレコンセプションケア	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。	35
へ		
ヘルスリテラシー	「health（健康）」と「literacy（読み書き能力）」を組み合わせた造語で、「健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力」のこと。	35
ほ		
保育士人材バンク	保育士の保育所等への就業を支援するために、県が運営する無料職業紹介所のこと。	11
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。放課後児童健全育成事業として実施される。	34

ま		
マタニティハラスメント	妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いのこと。	45
り		
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成６年（1994 年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成７年（1995 年）の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。 定義の詳細については、第４回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ 94、95、106（k）を参照。 URL:https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html	35

4 関係法令

(1) 男女共同参画社会基本法

（平成十一年法律第七十八号）

改正　平成十一年法律　第百六十号
令和七年　法律　第八十号

目　次

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会

の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二　独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本

的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

２　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

３　男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条　国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に

関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された

男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

1　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2)　国の第６次男女共同参画基本計画の概要

（令和８年（2026）年３月 13 日閣議決定）

第１部　基本的な方針

１　男女共同参画基本計画の目指すべき社会
２　社会情勢の現状、予想される環境変化
３　６次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等

第２部　政策編

Ⅰ　男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

第１分野　ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

１　働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現
２　共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進
３　仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備

第２分野　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

１　政治分野
２　司法分野
３　行政分野
４　経済分野
５　学術分野
６　教育・スポーツ・メディア等
７　専門・技術職・各種団体等

第３分野　女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

１　積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女の均等な機会の確保
２　非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進
３　多様な働き方における就業環境の整備、再就職等への支援
４　ハラスメントに係る意識啓発及び防止対策の徹底

第４分野　生涯を通じた男女の健康への支援

１　生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
２　仕事と健康課題の両立の支援
３　医療分野における女性の参画拡大
４　女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

第５分野　テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

１　テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備
２　科学技術分野における男女共同参画の推進
３　男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい環境の整備
４　女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

第６分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

１　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化
２　性犯罪・性暴力への対策の推進
３　こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進
４　配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進
５　ストーカー事案への対策の推進
６　セクシュアルハラスメント防止対策の推進
７　人身取引対策の推進
８　売買春への対策の推進
９　インターネットを利用した性暴力等への対応

第７分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

１　貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
２　高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第８分野　防災・復興における男女共同参画の推進

１　国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

２　地方公共団体の取組促進
３　国際的な防災協力における男女共同参画

Ⅱ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第９分野　地域における男女共同参画うの状況に応じた取組の推進

１　女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進
２　地域活動における男女共同参画の推進
３　官民連携による男女共同参画の推進
４　環境問題への取組における男女共同参画の推進

第 10 分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

１　男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し
２　男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

第 11 分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

１　男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
２　国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信

第 12 分野　男女共同参画に関する国際艇な協調及び貢献

１　持続可能な開発目標（ＳＤＧs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調
２　Ｇ７、G20、ＡＰＥＣ等における各種コミットメント等への対応
３　男女共同参画・女性活躍に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

１　国内の推進体制の充実・強化
２　男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

(3)　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年法律第六十四号）

改正　平成二十九年法律第十四号
令和元年法律第二十四号
令和四年法律第十二号
令和四年法律第六十八号
令和七年法律第六十三号

目　次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針等（第五条・第六条）
第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節　一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
第三節　特定事業主行動計画（第十九条）
第四節　女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十三条）
第六章　罰則（第三十四条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労

働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策

定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの

申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

２　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

４　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働

者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しな

ければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二　その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三　前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる情報

二　前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用する職員の男女の給与の額の差異

二　その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三　前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業

主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかか

わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日

二及び三　略

四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず

るものとする。

附則（令和四年三月三一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定　公布の日

二　略

三　第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定　令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附則（令和七年六月一一日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定　公布の日

二　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号）」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。）　令和八年四月一日

（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）

第六条　第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項

及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条の二　政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(4)　広島県男女共同参画推進条例

平成13年広島県条例第42号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第７条―第13条）
第３章　広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）
附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において，豊かで活力ある社会を築いていくためには，男女が，互いの違いを認め合い，互いに人権を尊重しながら，その個性と能力を十分に発揮し，社会のあらゆる分野において共に参画し，責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため，性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど，男女共同参画社会の実現に向けて，社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に，私たちの広島県は，高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で，多くの農山漁村地域を有しており，このような取組に当たっては，多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに，私たちは，男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し，男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し，男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより，平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため，この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，男女共同参画の推進に関し，基本理念を定め，県，県民及び事業者の責務を明らかにするとともに，その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより，男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し，もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うことをいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は，男女の個人としての尊厳が重んじられること，男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては，社会における制度又は慣行が，男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

３　男女共同参画の推進は，県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として，行われなければならない。

4　男女共同参画の推進は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，家庭以外の学校，職場，地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

5　男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し，男女共同参画の推進は，国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し，及び実施するものとする。

2　県は，男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては，国及び市町と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第５条　県民は，基本理念にのっとり，家庭，学校，職場，地域その他の社会のあらゆる分野において，男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2　県民は，男女間における暴力的行為，性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は，事業活動を行うに当たっては，基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に努めなければならない。

第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第７条　知事は，男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2　基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　知事は，基本計画の策定に当たっては，あらかじめ，広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4　知事は，基本計画を策定したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

5　前２項の規定は，基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第８条　県は，施策を策定し，実施するに当たっては，男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（県民等の理解を深めるための措置）

第９条　県は，県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため，必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

（苦情又は相談の申出の処理）

第 10 条　知事は，男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは，必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

（調査研究）

第 11 条　県は，男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（年次報告）

第 12 条　知事は，毎年，男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ，これを公表しなければならない。

（男女共同参画の推進に向けた支援）

第 13 条　県は，市町，県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため，必要な情報の提供，相談，助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第３章　広島県男女共同参画審議会

（広島県男女共同参画審議会）

第 14 条　知事の諮問に応じ，次に掲げる事項を調査審議するため，附属機関として広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1)　基本計画に関し，第７条第３項に規定する事項

(2)　前号に掲げるもののほか，男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

２　審議会は，前項に規定する事項に関し，知事に意見を述べることができる。

（組織及び運営）

第 15 条　審議会は，委員 15 人以内で組織する。

２　男女のいずれか一方の委員の数は，委員の総数の 10 分の４未満であってはならない。

３　委員は，男女共同参画に関し識見を有する者のうちから，知事が任命する。

４　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

５　委員は，再任されることができる。

６　委員の任期が満了したときは，当該委員は，後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

７　前各項に定めるもののほか，審議会の組織及び運営に関して必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，平成 14 年４月１日から施行する。

附　則　（平成 17 年７月６日条例第 37 号）

この条例は，公布の日から施行する。

5　男女共同参画に関する国内外の動き

年		国際機関等	国	広 島 県
昭和20年（1945）		●「国際連合憲章」採択 ●「国際連合」発足		
昭和21年（1946）		● 国連「婦人の地位委員会」発足	● 第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ● ＜日本国憲法＞公布、施行（昭和22年）	
昭和22年（1947）			● ＜労働基準法＞公布、施行	
昭和23年（1948）		●「世界人権宣言」採択（第3回国連総会）		
昭和31年（1956）			● ＜売春防止法＞公布、施行（昭和32年）	
昭和42年（1967）		●「婦人に対する差別撤廃に関する宣言」採択		
昭和47年（1972）		● 1975（昭和50）年を「国際婦人年」とすることを宣言（第27回国連総会）	● 「勤労婦人福祉法」公布、施行	
昭和50年（1975）		● 国際婦人年 ● 国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 ● 1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の十年」と決定 目標：平等、発展、平和（第30回国連総会）	● 総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」設置 ● 「婦人問題企画推進会議」設置	
昭和51年（1976）	国連婦人の十年		● ＜民法＞改正、施行（離婚複氏制度）	
昭和52年（1977）			●「国内行動計画」策定 ●「国立婦人教育会館」（現「独立行政法人国立女性教育会館」）開館 ●「国内行動計画前期重点目標」発表	● 女性行政の総合窓口を「民生部青少年婦人対策室」に設置 ●「婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和54年（1979）		● 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」＜女子差別撤廃条約＞採択（第34回国連総会）、発効（1981（昭和56）年）		●「青少年婦人課」設置（「青少年婦人対策室」改組） ●「広島県婦人対策推進会議」設置
昭和55年（1980）	1976	● 「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	● ＜女子差別撤廃条約＞署名、批准・発効（昭和60年）	● 推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年（1981）	〜	● ILO（国際労働機関）「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）」及び「同勧告」を採択	● ＜民法＞改正、施行（配偶者の相続分引 ● 上げ） 「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年（1982）	1985			● 広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年（1985）		● 「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ）「（西暦2000年に向けての）婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	● ＜国籍法＞改正、施行（父母両系主義） ● ＜勤労婦人福祉法＞を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」＜男女雇用機会均等法＞公布	
昭和61年（1986）			●「婦人問題企画推進有識者会議」設置（「婦人問題企画推進会議」を改組）	● 広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ●「広島県婦人対策推進懇話会」設置 ● 婦人総合センター基本構想発表
昭和62年（1987）			●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	

年	国際機関等	国	広 島 県
昭和63年 (1988)			● 懇話会**「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」**提出 ● **「広島県女性プラン」**策定 ● **「財団法人広島県女性会議」**設立
平成元年 (1989)			● **「青少年婦人課」**に**「婦人係」**設置 ● **広島県婦人総合センター「エソール広島」**開館
平成2年 (1990)	● 国連経済社会理事会**「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」**採択		● 「婦人問題行政連絡協議会」を**「女性問題行政連絡協議会」**に名称変更
平成3年 (1991)		● 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ● 「育児休業等に関する法律」＜育児休業法＞公布、施行(平成4年)	● **「青少年女性課女性係」**設置(「青少年婦人化婦人係」改組) ● **「広島県女性対策推進懇話会」**設置
平成4年 (1992)			● 懇話会**「男女共同参画型社会の構築を目指して」**提言 ● **「広島県女性プラン(第一次改定)」**策定 「女性問題行政連絡協開会」を**「女性問題行政推進協議会」**に機能強化
平成5年 (1993)	● **「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」**採択	● 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」＜パートタイム労働法＞公布、施行	
平成6年 (1994)	● 国連人口開発会議開催(カイロ) 1995(平成7)年から2004(平成16)年までを**「人権教育のための国連十年」**と採択	● 「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」(政令)設置(「婦人問題担当室」、「婦人問題企画推進有識者会議」 ● 廃止) 「男女共同参画推進本部」設置(「婦人問題企画推進本部」改組)	● 「広島県婦人総合センター」を**「広島県女性総合センター」**に名称変更
平成7年 (1995)	● 第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催(北京) **「北京宣言及び行動綱領」**採択	● ＜育児休業法＞を改正し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」＜育児・介護休業法＞公布、一部施行、全 ● 面施行(平成11年) ILO156号条約(家族的責任を有する労働者条約)批准	
平成8年 (1996)		● 男女共同参画審議会**「男女共同参画ビジョン」**答申 ● **「男女共同参画2000年プラン」**策定	
平成9年 (1997)		● 「男女共同参画審議会」(法律)設置 ● ＜男女雇用機会均等法＞を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(改正＜男女雇用機会均等法＞)公布、一部施行(母性保護に関する規定、平成10年)全面施行(募集等における女性差別の禁止等、平成11年) ● 「労働基準法」改正、一部施行(母性保護に関する規定、平成10年)、全面施行(女性労働者の時間外等の規制の解消、平成11年) ● ＜育児・介護休業法＞改正、施行(育児等を行う労働者の深夜業の制限創設、平成11年) ● 「『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画」策定 ● 「介護保険法」公布、施行(平成12年)	
平成10年 (1998)		● 男女共同参画審議会**「男女共同参画社会基本法について－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」**答申	● 懇話会**「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」**提言 ● **「広島県男女共同参画プラン」**策定 ● **「青少年女性課男女共同参画推進班」**設置(「青少年女性課女性係」改組) ● **「広島県男女共同参画推進本部」**設置

年	国際機関等	国	広 島 県
平成11年 (1999)		● **「男女共同参画社会基本法」**公布、施行	● **「広島県男女共同参画懇話会」**設置
平成12年 (2000)	● 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」、「成果文書」採択	● 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」＜ストーカー規制法＞公布、施行 ● 男女共同参画審議会「**男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－**」答申 ● 「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		● 内閣府に「**男女共同参画会議**」、「**男女共同参画局**」設置 ● 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」＜DV防止法＞公布、一部施行、全面施行(平成14年) ● ＜育児・介護休業法＞改正、一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等)、全面施行(育児等を行う労働者の時間外労働の制限等、平成14年)	● 「男女共同参画推進室」設置(「青少年女性課男女共同参画推進班」改組) ● 懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 ● 「広島県男女共同参画推進条例」公布、施行(平成14年)
平成14年 (2002)			● **「広島県男女共同参画審議会」**設置 ● 審議会に**「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」**諮問 ● 審議会答申
平成15年 (2003)		● 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行、全面施行(平成17年)[平成27年3月までの時限立法] ● 「少子化社会対策基本法」公布、施行	● **「広島県男女共同参画基本計画」**策定
平成16年 (2004)		● ＜DV防止法＞改正、施行(配偶者からの暴力の定義の拡大等) ● ＜育児・介護休業法＞改正、施行(育児等休業取得対象者の拡大等、平成17年)	
平成17年 (2005)	● 第49回国連婦人の地位委員会開催(国連「北京+10」世界閣僚級会合、ニューヨーク) 宣言文採択	● 男女共同参画会議**「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方－男女がともに輝く社会へ－」**答申 ● **「男女共同参画基本計画(第2次)」**策定	● 審議会に**「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」**諮問 ● 審議会答申
平成18年 (2006)		● ＜男女雇用機会均等法＞改正、施行(性差別禁止の範囲の拡大等、平成19年)	● **「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」**策定 ● **「人権・男女共同参画室」**設置(「男女共同参画推進室」改組) ● **「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」**策定
平成19年 (2007)		● ＜パートタイム労働法＞改正、一部施行(事業主等支援の整備)、全面施行(労働条件の文書公布・説明義務、平成20年) ● ＜DV防止法＞改正、施行(保護命令制度の拡充等、平成20年) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成20年 (2008)		● 「次世代育成支援対策推進法」改正、一部施行(行動計画の公表及び従業員への周知の義務化、平成21年)、全面施行(行動計画届け出義務企業の拡大、平成23年)	● **「人権男女共同参画課」**設置(「人権・男女共同参画室」改組)
平成21年 (2009)		● ＜育児・介護休業法＞改正、一部施行(公表・過料・紛争解決援助制度、平成21年)、全面施行(育児等休業取得対象者の拡大等、平成22年)	

年	国際機関等	国	広 島 県
平成22年 (2010)	● 第54回国連婦人の地位委員会開催(国連「北京+15」記念会合、ニューヨーク) 宣言文採択	● 男女共同参画会議「**第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方**」(答申) ● 「**男女共同参画基本計画(第3次)**」策定	● 審議会に「**広島県男女共同参画基本計画(第3次)に盛り込むべき事項**」諮問 審議会答申
平成23年 (2011)	● **ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関**(UN Women)発足		● 「**広島県男女共同参画基本計画(第3次)**」策定 ● 「**広島県男女共同参画施策推進協議会**」設置 ● 「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)**」策定
平成24年 (2012)			
平成25年 (2013)		● ＜ストーカー規制法＞改正、施行(規制対象の拡大等) ● ＜DV防止法＞改正、施行(配偶者の定義の拡大等、平成26年)	● (財)広島県女性会議が(**公財**)**広島県男女共同参画財団**に移行
平成26年 (2014)		● ＜次世代育成支援対策推進法＞改正、一部施行、全面施行(平成27年) [平成37年3月まで有効期限を延長] ● ＜パートタイム労働法＞改正、施行(正社員と差別的扱いが禁止されるパートタイム労働者拡大、平成27年)	
平成27年 (2015)		● ＜**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**＞公布、施行 ● 男女共同参画会議「**第４次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方**」(答申) ● 「**男女共同参画基本計画（第４次）**」策定	● 審議会に「**広島県男女共同参画基本計画(第4次)に盛り込むべき事項**」諮問
平成28年 (2016)		● ＜育児・介護休業法＞改正(対象の拡大、努力義務の創設等) ● ＜ストーカー規制法＞改正(規制対象の拡大等)	● 審議会答申 ● 「**広島県男女共同参画基本計画(第4次)**」策定 ● 「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)**」策定
平成29年 (2017)	● G7タオルミーナ・サミット開催(イタリア) 宣言文採択 ● APEC女性と経済フォーラム開催(ベトナム) 声明文採択	● ＜(改正)男女雇用機会均等法＞施行 ● 「働き方改革実現会議」において「**働き方改革実行計画**」を決定 ● ＜(改正)ストーカー規制法＞全面施行 ● ＜(改正)育児・介護休業法＞施行	
平成30年 (2018)	● G7シャルルボワ・サミット開催(カナダ) 宣言文採択 ● G20ブエノスアイレス・サミット開催(アルゼンチン) 宣言文採択 ● APEC女性と経済フォーラム開催(パプアニューギニア)	● ＜(改正)子ども・子育て支援法＞施行 ● ＜**政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**＞公布・施行 ● ＜民法＞一部改正(成年年齢の引下げ、婚姻開始年齢の男女統一等) ● ＜働き方改革関連法＞成立	● 広島県女性総合センター「エソール広島」移転
平成31年 (令和元年) (2019)	● G7ビアリッツ・サミット開催(フランス) 宣言文採択 ● G20大阪サミット開催(日本) ● APEC女性と経済フォーラム開催(チリ) 声明文採択	● ＜働き方改革関連法＞公布・順次施行 ● ＜女性活躍推進法＞改正・一部施行(一般事業主行動計画策定義務の拡大、認定制度の創設等) ● ＜男女雇用機会均等法＞改正(不利益取扱いの禁止等) ● ＜育児・介護休業法＞改正(育児・介護休暇取得の選択肢拡大等) ● ＜DV防止法＞一部改正(児童虐待の防止強化等)	

年	国際機関等	国	広 島 県
令和2年 (2020)	● G20リヤド・サミット開催(サウジアラビア) 宣言文採択 ● W20サミット　ハイレベルセッション開催(オンライン) ● OECDジェンダー主流化作業部会開催(パリ) ● 第64回国連女性の地位委員会開催(国連「北京+25」、ニューヨーク) 宣言文採択 ● APEC女性と経済フォーラム開催(オンライン) 声明文採択	● ＜(改正)男女雇用機会均等法＞施行 ● ＜(改正)DV防止法＞一部施行 ● ＜(改正)女性活躍推進法＞施行 **「男女共同参画基本計画（第５次）」**策定	● 審議会に**「広島県男女共同参画基本計画（第５次）」**諮問 ● 「ひろしま子供の未来応援プラン」策定
令和3年 (2021)	● G7コーンウォール・サミット開催(イギリス) 宣言文採択 ● G20ローマ・サミット開催(イタリア) 宣言文採択 ● APEC女性と経済フォーラム開催(オンライン) 声明文採択	● ＜育児・介護休業法＞改正(育児休業等の個別の周知・意向確認の義務化等) ● ＜政治分野における男女共同参画の推進に関する法律＞改正・施行(家庭生活との両立支援体制の整備等)	● **「わたしらしい生き方応援プランひろしま（第５次）」**策定 ● 「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)」策定
令和4年 (2022)	● G7エルマウ・サミット開催(ドイツ) 宣言文採択 ● G20バリ・サミット開催(インドネシア) 宣言文採択 ● APEC女性と経済フォーラム開催(タイ) 声明文採択 ● 「性的暴力の被害者・サバイバーの司法アクセス、補償及び支援に関する国際協力決議」採択(第76回国連総会)	● ＜困難女性支援法＞公布 ● ＜(改正)育児・介護休業法＞施行	
令和5年 (2023)	● G7広島・サミット開催 宣言文採択 ● G20ニューデリー・サミット開催(インド) 宣言文採択 ● APEC女性と経済フォーラム開催(アメリカ) 声明文採択	● ＜配偶者暴力防止法＞改正(接近禁止命令の発令要件の拡大等) ● ＜**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律**＞公布、施行 ● 「男女共同参画基本計画(第5次)」一部変更	
令和6年 (2024)	● G7プーリア・サミット開催(イタリア) 宣言文採択 ● G20リオデジャネイロ・サミット開催(ブラジル) 宣言文採択 ● APEC女性と経済フォーラム開催(ペルー) 声明文採択	● ＜困難女性支援法＞施行 ● ＜育児・介護休業法＞改正(介護と仕事の両立支援制度等の個別の周知・意向確認の義務化等) ● ＜(改正)配偶者暴力防止法＞施行	

年	国際機関等	国	広 島 県
令和7年 (2025)	● G7カナナスキス・サミット開催(カナダ) 宣言文採択 ● G20ヨハネスブルク・サミット開催(南アフリカ) 宣言文採択 ● APEC女性と経済フォーラム開催(韓国) 声明文採択 ● 第69回国連女性の地位委員会開催(国連「北京+30」、ニューヨーク) 宣言文採択	● ＜(改正)育児・介護休業法＞施行 ● ＜女性活躍推進法＞改正(男女間賃金格差及び女性管理職比率の情報公表の義務付け等(従業員数101人以上の企業)) ● ＜男女雇用機会均等法＞改正(求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置の義務化等) ● ＜配偶者暴力防止法＞改正(接近禁止命令等の禁止行為の追加) ● ＜**男女共同参画社会基本法**＞改正(**男女共同参画センターと男女共同参画機構との連携**等) ● ＜**独立行政法人男女共同参画機構法**＞公布、一部施行	● 「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」策定 ● 審議会に**「広島県男女共同参画基本計画（第６次）」**諮問
令和8年 (2026)	● APEC女性と経済フォーラム開催(中国) 声明文採択	● **「男女共同参画基本計画（第６次）」**策定 ● **「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」**策定 ● **「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」**策定	● 「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン」改定 ● 「広島県DV防止・女性支援計画」策定